

獣医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第21号

獣医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例

獣医師修学資金貸付条例（平成3年岩手県条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県等 県、県内の市町村又は県内に住所を有する農業協同組合若しくは農業協同組合連合会若しくは農業共済組合若しくは農業共済組合連合会をいう。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(修学資金の種類等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 一般修学資金の貸付金額は、<u>月額70,000円</u>とする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 利息（<u>第10条第2項</u>の遅延利息を含む。）の額の計算につき年当たりの割合は、<u>閏年</u>の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>(償還)</p> <p>第10条 借受者は、借受者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、<u>修学資金の全額</u>（第5条の規定による貸付金額及び利息をいう。）</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県等 県、県内の市町村又は県内に住所を有する農業協同組合若しくは農業協同組合連合会若しくは農業共済組合をいう。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(修学資金の種類等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 一般修学資金の貸付金額は、<u>次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で知事が定める額</u>とする。</p> <p><u>(1) 国立又は公立の大学に在学する者 月額100,000円</u></p> <p><u>(2) 私立の大学に在学する者 月額120,000円</u></p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 利息（<u>第10条第3項</u>の遅延利息を含む。）の額の計算につき年当たりの割合は、<u>閏年</u>の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>(償還)</p> <p>第10条 借受者は、借受者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、<u>第5条の規定による貸付金額及び利息の総額</u>（次項の規定により</p>

）を当該事由の生じた日の属する月の翌月（以下「起算月」という。）の末日までに償還しなければならない。ただし、これによることができない場合は、起算月から貸付けを受けた期間（前条の規定により修学資金の貸付けが行われなかった修学資金に係る期間を除く。以下「貸付期間」という。）に相当する期間内で規則で定める日までに、年賦の元利均等払いにより償還することができる。

(1)～(4) [略]

## 2 [略]

(償還の免除)

第11条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金のうち当該各号に定める額を免除するものとする。

(1) 試験に合格した後直ちに県等において獣医師の業務に従事したとき。  
当該業務の従事期間を貸付期間の1.5倍に相当する期間で除して得た数値を償還債務の額に乗じて得た額

(2) [略]

## 2・3 [略]

(償還の猶予)

第12条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金の償還債務の履行を猶予することができる。ただし、第1号の場合にあっては、大学を卒業した日から1年以内の期間を限度とする。

償還する場合にあっては、同項前段の規定により償還すべき額を減じた額）を当該事由の生じた日の属する月の翌月の末日までに償還しなければならない。ただし、これによることができない場合は、同月から貸付けを受けた期間（前条の規定により修学資金の貸付けが行われなかった修学資金に係る期間を除く。以下「貸付期間」という。）に相当する期間内で規則で定める日までに、年賦の元利均等払いにより償還することができる。

(1)～(4) [略]

2 借受者は、従事期間が貸付期間の1.5倍に相当する期間に達するものとして次条第1項第1号及び第2項の規定を適用した場合に償還すべき額が生ずるときは、当該額を当該事由の生じた日の属する月の翌月の末日までに償還しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

## 3 [略]

(償還の免除)

第11条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金のうち当該各号に定める額を免除するものとする。

(1) 試験に合格した後直ちに県等において獣医師の業務に従事したとき。  
当該業務の従事期間の区分に応じ規則で定める額

(2) [略]

## 2・3 [略]

(償還の猶予)

第12条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金の償還債務（第2号の場合にあっては、第10条第2項前段の規定による償還債務を除く。）の履行を猶予することができる。ただし、第1号の場合にあっては、大学を卒業した日から1年以内の期間を限度とする。

(1)～(3) [略]

(1)～(3) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の獣医師修学資金貸付条例の規定は、この条例の施行の日以後に貸付けの決定を受ける者について適用し、同日前に貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。